

## ■札幌市における義務教育学校の設置方針

### 1 札幌市における小中一貫した教育と小中一貫校の設置の考え方について

#### (1) 札幌市の小中一貫した教育

■教育振興基本計画（改定版）平成31年2月  
基本施策1-6 一貫性・連続性のある教育活動の充実  
子どもの資質・能力を確実に育むため、幼児期からの一貫性・連続性のある教育活動を充実させます。

#### ア モデル研究の実施

平成28年度から義務教育9年間を見越して小中学校間で目指す子ども像や課題を共有し、「自立した札幌人」の育成が一層推進できるようにする「小中一貫した教育」の実施に向けて研究を実施。

#### イ 小中一貫した教育の在り方検討委員会

平成30年度から外部有識者を含めた在り方検討委員会を開催し、札幌市が目指す小中一貫教育の在り方について検討。

#### ウ 基本方針の策定

令和2年2月に全市立小中学校への導入に向けて、「札幌市小中一貫した教育基本方針」を策定。

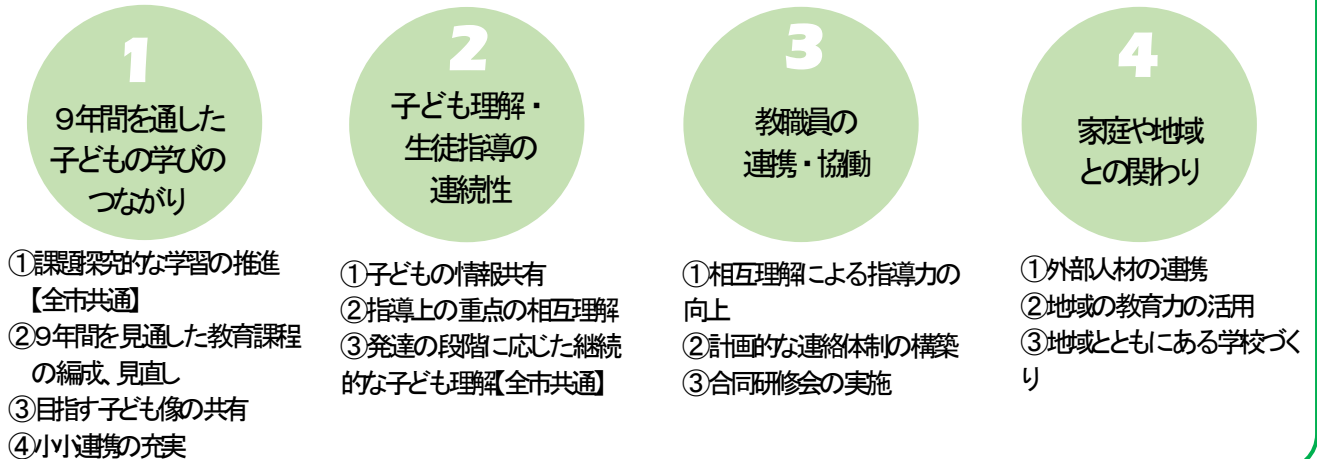
#### エ パートナー校の編成、コーディネーターの配置

令和2年度から、一つの中学校とその中学校に進学する小学校からなる「パートナー校」を推進の基本単位とし、推進役となる「コーディネーター」を3年間で全校に配置。

#### 札幌市の小中一貫した教育の目的

「自立した札幌人」の育成に向け、義務教育段階において、「知・徳・体の調和のとれた育ち」の一層の充実を図る  
※ 既存の小中学校の教育を生かし、全ての市立小中学校で行う

#### 札幌市の小中一貫した教育推進の視点



#### (2) 札幌市が進める小中一貫教育における小中一貫校設置の考え方（基本方針第7章）

（平成28年度に）制度化された「小中一貫校」については、以下の環境などが整っている地域で設置を検討する。

- 小学校と中学校の校区が概ね一致していること
- 子どもが校種を超えて、いつでも交流できること
- 教職員が話し合いや計画づくりなどを日常的に一緒に行えること

※ 「小中一貫校」を設置する場合においても、他のパートナー校と同じように本基本方針に基づいた「小中一貫した教育」を進めることに変わりはなく、市内の他の小中学校と学びの格差が生じるような誤解を与えることが無いよう公平性を確保する。

2 小中一貫した教育の制度的な違い

	国の制度によらない小中一貫した教育 (現在の札幌市)		併設型小学校・中学校	義務教育学校
	※いわゆる「小中一貫校」のこと			
学校の種類	小学校・中学校			義務教育学校
教育課程	特別の規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年間の教育目標の設定</li> <li>・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成</li> </ul>		
指導内容の入替え・移行	×	<u>○設置者の判断で指導内容の入替え・移行ができる。</u> (中学校段階の内容を小学校への前倒しをするなど。)		
独自教科の設定	文部科学省の指定を受け独自教科を設定できる。	○設置者の判断で独自教科を設定できる。 (他都市例:小1からの外国語科、キャリア教育を行うふるさと科、市民科、みらい科、など。)		
組織・運営	<u>それぞれの学校に校長、教職員組織</u>			<u>1人の校長、1つの教員組織</u>
修業年限	小学校6年・中学校3年			9年(前期課程6年、後期課程3年)
免許	所属する学校の免許状を保有			原則は小・中の両免許状の併有。(当分の間小免許で前期、中免許で後期課程の指導が可能)
定数	小学校・中学校と同じ			教員は、前期課程は小学校、後期課程は中学校に準ずる。 ※一部調整あり
校舎建設に係る国の補助割合	要件を満たせば1/3補助有 (同一校種の統合を含む場合、その部分についてのみ1/2)			1/2国補助有
設置根拠	規則等※規定なし	札幌市教育委員会規則		札幌市条例
学年の区切り	制度によるものではなく、学校ごとに決めることが可。(4-3-2、5-4等)			

### 3 義務教育学校の設置方針等について

#### (1) 札幌市における義務教育学校の設置について

- 「小中一貫校」においては、9年間を見通した系統的な学びや小中教員が相互に乗り入れて指導を実施することができる。このような小中教員の協働による様々な取組例を蓄積し、市内のパートナー校にフィードバックしていくことで、札幌市の小中一貫した教育の更なる推進に繋げていくことが可能と考える。
- 「小中一貫校」の設置形態については、「併設型」と「義務教育学校」を比較した場合、一つの学校として運営する義務教育学校の方が、札幌市の小中一貫した教育で推進する4つの視点について、より取り組みやすい。

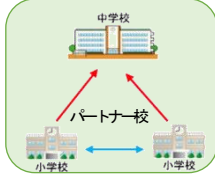
**★ 札幌市の小中一貫した教育推進の視点（再掲）**

- ① 9年間を通した子どもの学びのつながり
- ② 子ども理解・生徒指導の連続性
- ③ 教職員の連携・協働
- ④ 家庭や地域との関わり



取組例の蓄積

➔



取組例の活用

⇒ 札幌市において義務教育学校を設置することで、札幌市全体の小中一貫した教育の更なる推進を図ることができる。

#### (2) 義務教育学校の設置に係る配慮事項

義務教育学校の設置・運営にあたり、次のとおり配慮する。

配慮事項	理由
校舎及び職員室の一体整備を前提とする。	・子どもが校種を超えていつでも交流でき、過度な労力や時間をかけることなく、教職員の話し合いや計画づくりを日常的に行うことができる。
小中学校間の指導内容の入替え・移行を行わない。	・他の小中学校からの転出入があった場合の学習内容の欠落や適応への懸念に配慮する。 ・当該取組については、他の市立小中学校への普及が困難である。

#### (3) 札幌市における義務教育学校の設置方針について

以上を踏まえ、札幌市においては、次の考え方で義務教育学校を設置する。

- ◆ 通学区域が概ね小中同一校区で、小中一体の校舎である、または小中一体の校舎整備を行う場合は、義務教育学校として設置する。
- ◆ 義務教育学校においては、小中一貫した教育のモデルとなる取組を進め、他の市立小中学校に成果を伝えることを通して、札幌市全体で基本方針に基づいた「小中一貫した教育」を推進する。なお、設置者の判断となっている事項のうち、小中学校間の指導内容の入替え・移行については行わない。